

令和3年度包括外部監査に対する対応状況・方針等(令和5年度対応)

監査テーマ:観光及びこれに関連する事業に関する財務事務の執行について 令和6年3月29日公表

番号	監査年度	頁	区分	項目		担当部局	担当課・室	意見内容	対応状況・方針等		対応区分
									令和4年度報告内容	令和5年度状況	
24	R3	50	意見	えひめこどもの城	管理運営の収支状況の予実差異分析について	保健福祉部	子育て支援課	<p>管理運営の収支状況について、指定管理者は予算額、決算額及び予算額と決算額の差異金額を記載しているが、差異理由については記載されていなかった。</p> <p>県は、指定管理施設の運営状況の適切な把握のために、差異の大きい収支項目について定量的な分析とともに報告を求めることが望ましい。</p> <p>また、飲食・物販事業については、別途、収支状況が明確になる報告を受けるよう報告書の様式改善をすることが望ましい。</p>	<p>年次報告書における収支状況に係る様式の見直し・検討について指定管理者と協議しているところ。</p>	<p>年次報告書における収支状況に係る様式の見直し・検討について指定管理者と協議しているところ。</p>	検討中
92	R3	103	意見	指定管理施設全般	指定管理者の本部等所在地の問題について	総務部	行革分権課	<p>指定管理者の一部に、本部等所在地を指定管理者となっている公の施設の所在地としている団体がある。</p> <p>公の施設の管理に付随する本部業務を当該施設の用途又は目的に基づく使用に含めるか否かの判断については、各施設の所管課が公の施設の設置条例に規定された施設の設置目的に照らして個別に行っており、目的外使用部分があると施設所管課が判断した施設については、行政財産の使用料を徴収している。</p> <p>しかし、当該指定管理者には本部業務のみを担当する役員等は居ないため目的外使用はないと判断している施設がある等、施設所管課により目的外使用及び目的外使用部分の判断には差がある。また、行政財産の使用料は、固定資産税相当額となる計算方法で決められることとなっており、極めて安い額であり、民間の賃貸物件や自社物件で本部等を用意することで必要となる費用と相当額の差があると思われる。</p> <p>この差額相当の便益を指定管理者が受けている状況は違和感がある。少なくとも、指定管理者公募に応募を検討する事業者間での公平が担保されるよう、新規応募を検討する事業者がそのような便益を得られることを理解し、収支の適切な見通しが立てられるよう、本部等を指定管理施設とすることが可能であること及びその際の使用料負担額を仕様書等に記載することが望ましい。</p>	<p>令和5年度の指定管理者更新に伴う一斉公募時に、指定管理者が施設の一部を、同団体の本部等として使用することの可否及び、使用可能な場合の使用料を募集要項で示すことについて、検討を進めている。</p>	<p>令和5年度の指定管理者更新に伴う一斉公募時に、指定管理者が施設の一部を、同団体の本部等として使用することの可否及び、使用可能な場合の使用料を募集要項で示した。</p>	対応済

番号	監査年度	頁	区分	項目	担当部局	担当課・室	意見内容	対応状況・方針等		対応区分
								令和4年度報告内容	令和5年度状況	
93	R3	103	意見	指定管理施設全般 情報開示の拡充について	総務部	行革分権課	<p>「経費の縮減」が指定管理者制度の導入された目的の一つとされている。指定管理者制度が導入され年月が経過すると、直営の場合と比較して、経費の縮減が出来ているかどうかを判断することは不可能となる。しかし、公募によって競争原理が働く制度とすることで「経費の縮減」が図られていると言えると思われる。</p> <p>適切な運営コスト(指定管理者の利益を含め)以上の費用を使っている指定管理者が行っているとすると、それを縮減し、より良い運営ができることと考えた事業者が次の公募に参加してくる、そして、そのような能力を有する事業者が指定管理者に選定される。このような競争原理が働く制度が整備されていることで、指定管理者制度は「経費の縮減」につながる制度だと言えるのだと思われる。競争原理が働くためには、現指定管理者が行っている事業内容と経理の状況等の十分な情報開示が必要である。</p> <p>指定管理者運営状況検討シートでの開示内容を拡充すべきである。施設所管課が報告を受ける年次報告書のようなレベルで事業の実施、経理の状況等を開示し、指定管理者公募に応募する団体等が適切な判断が可能となるような情報を開示することが望ましい。</p>	令和5年度の指定管理者更新に伴う一斉公募時に、指定管理施設の経理の状況等を、収入・支出それぞれ経費ごとに示すことについて、指定管理者運営状況検証シートの内容拡充の検討を進めている。	毎年度作成・公表する指定管理者運営状況検討シートにおいて、指定管理施設の経理の状況等を、収入・支出それぞれの経費ごとに示すようにした。	対応済
94	R3	104	意見	指定管理施設全般 購入物品の管理について	総務部	行革分権課	<p>指定管理者の購入物品について月次報告事項としているものの、年次報告で備品台帳の提出を求めることとしていない施設所管課が多数あった。</p> <p>指定管理者が購入した備品等は、県の委託費を原資として購入したものであり、処分等の権限は県に留保されるべきであると思われる。年次報告で備品台帳の提出を求めるような協定書とするなど、改善することが適切な管理を行うため望ましい。</p>	令和5年度の指定管理者更新に伴う一斉公募時に、備品に関する年次報告を指定管理者の実施業務に含めるよう明記することについて、検討を進めている。	令和5年度の指定管理者更新に伴う一斉公募時の仕様書に、備品に関する年次報告を指定管理者の実施業務に含めるよう明記した。	対応済

令和3年度包括外部監査に対する対応状況・方針等(令和4年度対応)

監査テーマ:指定管理者制度について(公の施設のあり方の検討を含む。)

令和5年3月31日公表

番号	監査年度	頁	区分	項目	担当局	担当課・室	意見内容	意見に対する対応状況・方針等	対応区分
1	R3	29	意見	愛媛県武道館 経営目標の達成状況の記載について	観光スポーツ文化部	地域スポーツ課	基本協定書で記載を定めている「経営目標の達成状況」について、年次報告書で明確な記載区分を設けた記載がなされていませんでした。 県は、年次報告書において、経営目標の達成状況の項目を設定し、指定管理者に達成又は未達成の原因分析とともに報告を求めることが望ましいです。	令和3年度の年次報告書から、経営目標の達成状況について記載するよう見直した。	対応済
2	R3	29	意見	愛媛県武道館 年次報告書の記載様式について	観光スポーツ文化部	地域スポーツ課	年次報告書の記載項目は、基本協定書に従って網羅的なものとなっていました。しかしながら、年次報告書と事業計画書を対比したところ、計画のとおり業務が実施されたのか否かについて明瞭でない部分がありました。 仕様書に基づく業務範囲及び業務水準が事業計画書で計画され、計画された業務が実際に実施されているか否かを事後的に検証しやすくするため、年次報告書の記載様式を見直すことが望ましいです。 例えば、年次報告書に事業計画書の記載を再掲したうえで、実施結果を記載することが考えられます。また、仕様書、事業計画書と年次報告書の3種の書類について、項目レベルで整合した構成とすることなども考えられます。	令和4年度の年次報告書から、事業計画書の記載を再掲し、仕様書、事業計画書、年次報告書の3種類の書類の項目レベルを揃えることで対比が可能となるよう様式を見直し予定である。 (令和3年度の年次報告書で一部改善済)	対応済
3	R3	29	意見	愛媛県武道館 第三者委託実施の事前承諾について	観光スポーツ文化部	地域スポーツ課	県によると、基本協定書第11条第1項の規定に基づき、第三者委託に係る承認申請を受け、指定管理者の事業計画書に記載された情報を参考に第三者委託の可否の審査をしているということでした。 基本協定書において、第三者委託について県の書面による事前承諾を個別に規定している趣旨からすると、第三者委託の妥当性を判断する情報を文書で網羅的に入手し検討することが望ましいです。 また、担当者によって実施する手続や判断基準が相違しないためにも、審査に際して、誰が検査を実施しても同水準の手続が行えるような手順書やチェックリストを利用することが望ましいです。	令和4年度管理運営委託に係る第三者委託に関して、妥当性を判断するために必要な情報を文書で入手の上、可否の検討を行った。 また、チェックリストも作成した。	対応済

番号	監査年度	頁	区分	項目	担当局	担当課・室	意見内容	意見に対する対応状況・方針等	対応区分
4	R3	30	意見	愛媛県武道館 管理運営の収支状況の勘定科目について	観光スポーツ文化部	地域スポーツ課	県によると、管理運営状況の収支状況の「その他必要な経費」14,045千円のうち、「租税公課」が7,326千円を占めるということです。 支出内容の適切な把握及び分析のために、金額の多額なものは個別の勘定科目により別に掲記することが望ましいです。	令和3年度の決算報告書から勘定科目を記載している。	対応済
5	R3	30	意見	愛媛県武道館 備品実査結果の報告について	観光スポーツ文化部	地域スポーツ課	県によると、指定管理者が実施する備品実査に関して、指定管理者からの口頭による報告を受領しているとのことでした。 指定管理者の備品実査に関して、指定管理者が備品管理簿と現物との照合をどのような頻度、方法、時期に実施し、その結果がどうであったか、差異がある場合はその対応や備品の損傷の有無等について、指定管理者から定型の文書で報告を受けることが望ましいです。 また、県は、指定管理者の備品実査に立会い、指定管理者の備品実査が適切に実施されているかを観察し、県職員によるテストカウント(指定管理者の実査結果について、サンプルを選定して備品管理簿と現物との照合を実施すること)を実施することが望ましいです。 立会いが困難な場合は、後日の現地確認の際にテストカウントを実施することが望ましいです。	備品実査の結果について、令和4年6月28日に県の職員によるテストカウントを実施したほか、令和4年9月30日に文書での報告(上半期)を受けた。 また、令和5年3月31日に文書での報告(下半期)を予定している。	対応済
6	R3	30	意見	愛媛県武道館 定期モニタリング、現地確認のしるし書等について	観光スポーツ文化部	地域スポーツ課	仕様書に定められている県の定期モニタリング、現地確認について、誰が実施しても同水準の手続きが行えるような文書(チェックリストや手順書)を作成することが望ましいです。	チェックリストを作成した。	対応済
7	R3	32	意見	愛媛県民文化会館 管理運営の収支状況の予実差異分析について	観光スポーツ文化部	文化振興課	管理運営の収支状況について、指定管理者は予算額、決算額及び予算額と決算額の差異金額を記載していますが、差異理由については記載されていませんでした。 県は、指定管理施設の運営状況の適切な把握のために、差異の大きい収支項目について定量的な分析とともに報告を求めることが望ましいです。	令和3年度の決算報告から、予算額と決算額の差異の大きなものについては、収支決算書の備考欄に差異理由を記載するよう改善した。	対応済

番号	監査年度	頁	区分	項目	担当局	担当課・室	意見内容	意見に対する対応状況・方針等	対応区分
8	R3	32	意見	愛媛県県民文化会館 現地確認結果の共有について	観光スポーツ文化局	文化振興課	県によると、現地確認の際に改善点やアドバイス等を指定管理者に口頭により伝達しているとのことでした。 現地確認の際に行われた指示等のやりとりについては、後日のトラブル回避のために、文書化し指定管理者と共有することが望ましいです。 また、施設所管課でのノウハウ蓄積のためにも、当該文書については、復命書の添付資料として上席者の承認を受け、保管することが望ましいです。	現地確認を行った場合は、結果を取りまとめて上席者の承認を受け、保管している。また、指定管理者との文書共有については、令和5年3月に作成したチェックリストに伝達事項を記載する項目を設け、指定管理者に手交する。	対応済
9	R3	33	意見	愛媛県県民文化会館 定期モニタリング、現地確認の手続き書等について	観光スポーツ文化局	文化振興課	仕様書に定められている県の定期モニタリング、現地確認について、誰が実施しても同水準の手続きが行えるような文書(チェックリストや手順書)を作成することが望ましいです。	令和5年3月にチェックリストを作成した。	対応済
10	R3	35	意見	愛媛県生活文化センター 第三者委託概要の記載について	観光スポーツ文化局	文化振興課	事業計画書及び年次報告書において、第三者委託の業務の概要が記載されていますが、第三者委託は重要な事項であることから、県は、記載事項の充実を求めることが望ましいです。 例えば、第三者委託業務毎に、委託業務の内容、委託先の名称、契約の方法(指名競争入札か、随意契約か等)、当年度の支出金額(計画・実績)、前年度の支出金額実績などの記載が考えられます。	令和3年度末に指定管理者に、第三者委託における契約書、委託業務の内容、委託先の名称、契約の方法、業者選定理由など委託業務の詳細を記入した報告書を提出するよう指示し、当該報告書により令和3年度、4年度の契約額について確認した。	対応済
11	R3	35	意見	愛媛県生活文化センター 管理運営の収支状況の予実差異分析について	観光スポーツ文化局	文化振興課	管理運営の収支状況について、指定管理者は予算額、決算額及び予算額と決算額の差異金額を記載していますが、差異理由については記載されていませんでした。 県は、指定管理施設の運営状況の適切な把握のために、差異の大きい収支項目について定量的な分析とともに報告を求めることが望ましいです。	令和3年度の決算報告から、予算額と決算額の差異の大きなものについては、収支決算書の備考欄に差異理由を記載するよう改善した。	対応済
12	R3	35	意見	愛媛県生活文化センター 現地確認結果の共有について	観光スポーツ文化局	文化振興課	県によると、現地確認の際に改善点やアドバイス等を指定管理者に口頭により伝達しているとのことでした。 現地確認の際に行われた指示等のやりとりについては、後日のトラブル回避のために、文書化し指定管理者と共有することが望ましいです。 また、施設所管課でのノウハウ蓄積のためにも、当該文書については、復命書の添付資料として上席者の承認を受け、保管することが望ましいです。	現地確認を行った場合は、結果を取りまとめて上席者の承認を受け、保管している。また、指定管理者との文書共有については、令和5年3月に作成したチェックリストに伝達事項を記載する項目を設け、指定管理者に手交する。	対応済

番号	監査年度	頁	区分	項目	担当局	担当課・室	意見内容	意見に対する対応状況・方針等	対応区分
13	R3	35	意見	愛媛県生活文化センター 備品実査結果の報告について	観光部	文化振興課	<p>県によると、指定管理者が実施する備品実査に関して、特段、指定管理者からの報告資料を受領していないとのことでした。</p> <p>指定管理者の備品実査に関して、指定管理者が備品管理簿と現物との照合をどのような頻度、方法、時期に実施し、その結果がどうであったか、差異がある場合はその対応や備品の損傷の有無等について、指定管理者から定型の文書で報告を受けることが望ましいです。</p> <p>また、県は、指定管理者の備品実査に立会い、指定管理者の備品実査が適切に実施されているかを観察し、県職員によるテストカウント(指定管理者の実査結果について、サンプルを選定して備品管理簿と現物との照合を実施すること)を実施することが望ましいです。</p> <p>立会いが困難な場合は、後日の現地確認の際にテストカウントを実施することが望ましいです。</p>	<p>令和4年6月に指定管理者による備品実査を行い、報告を受けた。今後も年1回は備品実査を行う予定である。</p> <p>なお、今年度は実査への立会いは実施できなかったため、令和5年3月にテストカウントを実施した。</p>	対応済
14	R3	36	意見	愛媛県生活文化センター 定期モニタリング、現地確認のしるし等について	観光部	文化振興課	<p>仕様書に定められている県の定期モニタリング、現地確認について、誰が実施しても同水準の手続きが行えるような文書(チェックリストや手順書)を作成することが望ましいです。</p>	<p>令和5年3月にチェックリストを作成した。</p>	対応済
15	R3	36	意見	愛媛県生活文化センター 指定管理者による補填額の記載方法について	観光部	文化振興課	<p>管理運営の収支状況について、収支差額がゼロとなりました。県によると、実際は収支差額がマイナスであり、「その他の収入」に指定管理者による補填額2,149千円を計上しているため、形式的には収支差額がゼロとなっているとのことです。</p> <p>経費の縮減が図られているのか、効率的、効果的な施設管理がなされているのか等を把握するためには、正確な収支の把握が重要です。</p> <p>収支差額がマイナスとなる場合、指定管理者の補填額を「その他の収入」に計上するのではなく、マイナスの収支差額を記載したうえで、指定管理者が補填していることをわかるように明記することが望ましいです。</p>	<p>管理運営の収支については、新型コロナウイルスの影響により利用料金等の収入が減少し、委託料だけでは維持管理費が不足する状況となっていることから、収支差額のマイナス分を委託料の増額により補填しているところであるが、ご指摘の補填額については、そのような特殊な事情によるものではなく、指定管理者が人件費を計画より多く支出したものであったことから、増額補填の対象外としたものである。</p> <p>令和3年度の決算報告では、増額補填の対象となるマイナスの収支差額と区別するため、収入欄に指定管理者補填額の欄を設けて明記するよう改善した。</p>	対応済

番号	監査年度	頁	区分	項目	担当局	担当課・室	意見内容	意見に対する対応状況・方針等	対応区分
16	R3	38	意見	萬翠荘 第三者委託概要の記載について	観光スポーツ文化部	文化振興課	事業計画書及び年次報告書において、第三者委託の業務の概要が記載されていますが、第三者委託は重要な事項であることから、県は、記載事項の充実を求めることが望ましいです。 例えば、第三者委託業務毎に、委託業務の内容、委託先の名称、契約の方法(指名競争入札か、随意契約か等)、当年度の支出金額(計画・実績)、前年度の支出金額実績などの記載が考えられます。	令和3年度末に指定管理者に、第三者委託における契約書、委託業務の内容、委託先の名称、契約の方法、業者選定理由など委託業務の詳細を記入した報告書を提出するよう指示し、当該報告書により令和3年度、4年度の契約額について確認した。	対応済
17	R3	38	意見	萬翠荘 管理運営の収支状況の予実差異分析について	観光スポーツ文化部	文化振興課	管理運営の収支状況について、指定管理者は予算額、決算額及び予算額と決算額の差異金額を記載していますが、差異理由については記載されていませんでした。 県は、指定管理施設の運営状況の適切な把握のために、差異の大きい収支項目について定量的な分析とともに報告を求めることが望ましいです。	令和3年度の決算報告から、予算額と決算額の差異の大きなものについては、収支決算書の備考欄に差異理由を記載するよう改善した。	対応済
18	R3	38	意見	萬翠荘 現地確認結果の共有について	観光スポーツ文化部	文化振興課	県によると、現地確認の際に改善点やアドバイス等を指定管理者に口頭により伝達しているとのことでした。 現地確認の際に行われた指示等のやりとりについては、後日のトラブル回避のために、文書化し指定管理者と共有することが望ましいです。 また、施設所管課でのノウハウ蓄積のためにも、当該文書については、復命書の添付資料として上席者の承認を受け、保管することが望ましいです。	現地確認を行った場合は、結果を取りまとめて上席者の承認を受け、保管している。また、指定管理者との文書共有については、令和5年3月に作成したチェックリストに伝達事項を記載する項目を設け、指定管理者に手交する。	対応済
19	R3	39	意見	萬翠荘 備品実査結果の報告について	観光スポーツ文化部	文化振興課	県によると、指定管理者が実施する備品実査に関して、特段、指定管理者からの報告資料を受領していないとのことでした。 指定管理者の備品実査に関して、指定管理者が備品管理簿と現物との照合をどのような頻度、方法、時期に実施し、その結果がどうであったか、差異がある場合はその対応や備品の損傷の有無等について、指定管理者から定型の文書で報告を受けることが望ましいです。 また、県は、指定管理者の備品実査に立会い、指定管理者の備品実査が適切に実施されているかを観察し、県職員によるテストカウント(指定管理者の実査結果について、サンプルを選定して備品管理簿と現物との照合を実施すること)を実施することが望ましいです。 立会いが困難な場合は、後日の現地確認の際にテストカウントを実施することが望ましいです。	令和4年6月に指定管理者による備品実査を行い、報告を受けた。今後も年1回は備品実査を行う予定である。 なお、今年度は実査への立会いは実施できなかったため、令和5年3月にテストカウントを実施した。	対応済

番号	監査年度	頁	区分	項目	担当局	担当課・室	意見内容	意見に対する対応状況・方針等	対応区分
20	R3	39	意見	萬翠荘 定期モニタリング、現地確認の書類等について	観光文化部	文化振興課	仕様書に定められている県の定期モニタリング、現地確認について、誰が実施しても同水準の手続が行えるような文書(チェックリストや手順書)を作成することが望ましいです。	令和5年3月にチェックリストを作成した。	対応済
21	R3	43	意見	愛媛県体験型環境学習センター 管理運営の収支状況の予実差異分析について	県民環境部	環境政策課	年次報告書の管理運営の収支状況について、現在は、決算額のみを記載する様式となっています。当該施設の運営状況を適切に把握しようと思えば、予算額の記載や、実績との差異分析のコメントまで記載することが望ましいです。 当該施設の収支の規模は、(5)令和2年度の収支状況に記載のとおりですが、この収支規模を前提に差異分析を必要とする金額基準を定め、定量的な記載のみならず必要に応じて要因を記載できるような様式に見直すことが望ましいです。	令和4年4月提出の令和3年度年次報告書において、収支状況報告様式について、予算額、決算額及び双方の差異金額を記載するとともに、差異理由のコメントを記載する内容に見直しを行った。	対応済
22	R3	45	意見	愛媛県総合社会福祉会館 管理運営の収支状況の予実差異分析について	保健福祉部	保健福祉課	年次報告書の管理運営の収支状況について、決算額のみを記載する様式になっていました。 県は、指定管理施設の運営状況の適切な把握のために、決算額のみならず、予算額、決算額及び予算額と決算額の差異金額を把握できるよう様式を見直すことが望ましいです。 また、差異の大きい収支項目について定量的な分析とともに報告を求めることができるよう様式を見直すことが望ましいです。	年次報告書の管理運営の収支状況に係る様式について、令和3年度の年次報告書から、予算額と決算額の差異金額を記載するとともに、差異の大きい収支項目について定量的な分析を記載するよう見直しを行った。	対応済
23	R3	45	意見	愛媛県総合社会福祉会館 クレーム、苦情等の取扱いについて	保健福祉部	保健福祉課	指定管理者からの月次報告書で、利用者等からのクレーム、苦情等の有無が明記されていないものが散見されました。 クレーム、苦情等は施設運営にとって、適切な運営をしていくために必要かつ重要な情報ですので、適時に漏れのない報告を求めることが重要だと思います。 指定管理者との間で、クレーム、苦情等を重視するとの共通認識を形成し、苦情等の有無を適切に報告するよう指導しておくことが望ましいです。	月次報告書については、令和4年度から、苦情等がない場合も明記するよう見直しを行った。	対応済

番号	監査年度	頁	区分	項目	担当部局	担当課・室	意見内容	意見に対する対応状況・方針等	対応区分
24	R3	50	意見	えひめこどもの城 管理運営の収支状況の予実差異分析について	保健福祉部	子育て支援課	<p>管理運営の収支状況について、指定管理者は予算額、決算額及び予算額と決算額の差異金額を記載していますが、差異理由については記載されていませんでした。</p> <p>県は、指定管理施設の運営状況の適切な把握のために、差異の大きい収支項目について定量的な分析とともに報告を求めることが望ましいです。</p> <p>また、飲食・物販事業については、別途、収支状況が明確になる報告を受けるよう報告書の様式改善をすることが望ましいです。</p>	年次報告書における収支状況に係る様式の見直し・検討について指定管理者と協議しているところ。	検討中
25	R3	50	意見	えひめこどもの城 利用者の声の取扱いについて	保健福祉部	子育て支援課	<p>アンケートやメールによる投稿等利用者の声が数多く寄せられる施設です。これら利用者の声は、施設の問題を把握できる貴重な情報源であると共に、適切な対応が必要なものです。</p> <p>アンケートを作る段階から県が関与する等、施設管理者の運営状況についての情報を引き出す工夫をした上で、施設管理者と施設所管課が適切な対応を行えるように、お客様の声(クレーム)対応マニュアルを整備していくことが望ましいです。</p>	県の施設所管課や利用者代表、学識経験者等で構成するえひめこどもの城・エコハウス運営委員会において、施設の運営状況に関する情報収集や意見交換等を行っているほか、クレーム対応の職員研修用資料等のクレーム対応マニュアルとしての活用に加え、実際にあったクレーム内容を職員間で共有することを徹底し、利用者に適切な対応を行えるよう努めている。	対応済
26	R3	52	意見	愛媛県立愛媛母子生活支援センター 経営目標の年次・月次報告書での把握について	保健福祉部	子育て支援課	<p>指定管理者は、事業計画書で経営目標を施設内行事の参加率とし参加率5割超を維持することを経営目標としていますが、年次・月次報告書で数値としての報告がありません、経営目標の達成状況を数値で報告を受けることが望ましいです。</p>	令和5年度の月次報告書に実施行事、参加対象者数及び参加者数を記載するとともに、4年度の年次報告書にて行事の平均参加率の記載をするよう見直しを行った。	対応済
27	R3	52	意見	愛媛県立愛媛母子生活支援センター 管理運営の収支状況の予実差異分析について	保健福祉部	子育て支援課	<p>年次報告書の管理運営の収支状況について、決算額のみを記載する様式となっていました。</p> <p>県は、指定管理施設の運営状況の適切な把握のために、決算額のみならず、予算額、決算額及び予算額と決算額の差異金額を把握できるよう様式を見直すことが望ましいです。</p> <p>また、差異の大きい収支項目について定量的な分析とともに報告を求めることのできるよう様式を見直すことが望ましいです。</p>	年次報告書の管理運営の収支状況に係る様式について、令和3年度の年次報告書から、予算額と決算額の差異金額を記載するとともに、差異の大きい収支項目について定量的な分析を記載するよう見直しを行った。	対応済

番号	監査年度	頁	区分	項目	担当部局	担当課・室	意見内容	意見に対する対応状況・方針等	対応区分
28	R3	52	意見	愛媛県立愛媛母子生活支援センター 管理運営状況の把握について	保健福祉部	子育て支援課	事業報告書における施設の維持管理業務の実施状況に関する報告が、実施したのか否か、いつ実施したものなのか、明確な記載になっていませんでした。この報告をもとに適切な管理を行っているかどうかを判断することになりますので、改善が望ましいです。	事業報告書における施設の維持管理業務の実施状況に係る様式について、令和3年度の実績報告書から、各点検等の実施の有無、実施日を記載するよう改善した。	対応済
29	R3	53	意見	愛媛県立愛媛母子生活支援センター 指定管理者の管理運営費用について	保健福祉部	子育て支援課	年次報告書の収支状況にその他必要な経費として2,000千円の支出がありました。愛媛県社会福祉事業団が指定管理者となっている他の3施設においても同様に2,000千円の支出がありました。この2,000千円については、法人本部で要する経費であり、職員基準、収入基準に基づいて計算しているとの説明でしたが、2,000千円より低く設定できる余地もあると考えられるため、金額の合理性については、今後も引き続き県と指定管理者で協議を行っていくことが望ましいです。	その他必要な経費(事務局経費2,000千円)について、令和4年度の年次報告書から積算根拠資料の提出を求め、金額の合理性を判断することとした。	対応済
30	R3	55	意見	愛媛県身体障がい者福祉センター 管理運営の収支状況の予実差異分析について	保健福祉部	障がい福祉課	年次報告書の管理運営の収支状況について、決算額のみを記載する様式になっていました。県は、指定管理施設の運営状況の適切な把握のために、決算額のみならず、予算額、決算額及び予算額と決算額の差異金額を把握できるよう様式を見直すことが望ましいです。また、差異の大きい収支項目について定量的な分析とともに報告を求めることでできるよう様式を見直すことが望ましいです。	年次報告書の管理運営の収支状況に係る様式について、令和3年度の年次報告書から、予算額と決算額の差異金額を記載するとともに、差異の大きい収支項目について定量的な分析を記載するよう見直しを行った。	対応済
31	R3	55	意見	愛媛県身体障がい者福祉センター 現地確認結果の共有について	保健福祉部	障がい福祉課	県によると、現地確認の際に改善点やアドバイス等を指定管理者に口頭により伝達しているとのことでした。現地確認の際に行われた指示等のやりとりについては、後日のトラブル回避のために、文書化し指定管理者と共有することが望ましいです。	令和4年度の現地確認から、現地確認の結果を文書で指定管理者に通知するよう見直しを行った。	対応済

番号	監査年度	頁	区分	項目	担当部局	担当課・室	意見内容	意見に対する対応状況・方針等	対応区分
32	R3	55	意見	愛媛県身体障がい者福祉センター 管理運営状況の把握について	保健福祉部	障がい福祉課	事業報告書における施設の維持管理業務の実施状況に関する報告が、実施したのか否か、いつ実施したものなのか、明確な記載となっていませんでした。この報告をもとに適切な管理を行っているかどうかを判断することになりますので、改善が望ましいです。	事業報告書における施設の維持管理業務の実施状況に係る様式について、令和3年度の実績報告書から、各点検等の実施の有無、実施日を記載するよう改善した。	対応済
33	R3	55	意見	愛媛県身体障がい者福祉センター 指定管理者の管理運営費用について	保健福祉部	障がい福祉課	年次報告書の収支状況にその他必要な経費として2,000千円の支出がありました。愛媛県社会福祉事業団が指定管理者となっている他の3施設においても同様に2,000千円の支出がありました。この2,000千円については、法人本部で要する経費であり、職員基準、収入基準に基づいて計算しているとの説明でしたが、2,000千円より低く設定できる余地もあると考えられるため、金額の合理性については、今後も引き続き県と指定管理者で協議を行っていくことが望ましいです。	その他必要な経費(事務局経費2,000千円)について、令和4年度の年次報告書から積算根拠資料の提出を求め、金額の合理性を判断することとした。	対応済
34	R3	57	意見	愛媛県障がい者更生センター 経営目標の達成状況の記載について	保健福祉部	障がい福祉課	基本協定書で記載を定めている「経営目標の達成状況」について、年次報告書で明確な記載区分を設けた記載がなされていませんでした。 県は、年次報告書において、経営目標の達成状況の項目を設定し、指定管理者に達成又は未達成の原因分析とともに報告を求めることが望ましいです。	令和3年度の年次報告書から、「経営目標の達成状況」に係る項目を設けるよう見直しを行った。	対応済
35	R3	57	意見	愛媛県障がい者更生センター 管理運営の収支状況の予実差異分析について	保健福祉部	障がい福祉課	年次報告書の管理運営の収支状況について、決算額のみを記載する様式になっていました。 県は、指定管理施設の運営状況の適切な把握のために、決算額のみならず、予算額、決算額及び予算額と決算額の差異金額を把握できるよう様式を見直すことが望ましいです。 また、差異の大きい収支項目について定量的な分析とともに報告を求めることのできるよう様式を見直すことが望ましいです。	年次報告書の管理運営の収支状況に係る様式について、令和3年度の年次報告書から、予算額と決算額の差異金額を記載するとともに、差異の大きい収支項目について定量的な分析を記載するよう見直しを行った。	対応済

番号	監査年度	頁	区分	項目	担当部局	担当課・室	意見内容	意見に対する対応状況・方針等	対応区分
36	R3	58	意見	愛媛県障がい者更生センター 現地確認結果の共有について	保健福祉部	障がい福祉課	県によると、現地確認の際に改善点やアドバイス等を指定管理者に口頭により伝達しているとのことでした。現地確認の際に行われた指示等のやりとりについては、後日のトラブル回避のために、文書化し指定管理者と共有することが望ましいです。	令和4年度の現地確認から、現地確認の結果を文書で指定管理者に通知するよう見直しを行った。	対応済
37	R3	58	意見	愛媛県障がい者更生センター 管理運営状況の把握について	保健福祉部	障がい福祉課	事業報告書における施設の維持管理業務の実施状況に関する報告が、実施したのか否か、いつ実施したものなのか、明確な記載になっていませんでした。この報告をもとに適切な管理を行っているかどうかを判断することになりますので、改善が望ましいです。	事業報告書における施設の維持管理業務の実施状況に係る様式について、令和3年度の実績報告書から、各点検等の実施の有無、実施日を記載するよう改善した。	対応済
38	R3	58	意見	愛媛県障がい者更生センター 利用料金の取扱いについて	保健福祉部	障がい福祉課	指定管理者が定めている運営規定について、利用料の中に奉仕料が含まれているか明記されていない部分がありました。また、その一部には、利用料金の額が条例で定める利用料金の上限額を超過しているように見えるものもありました。利用した際に必要になる額を公表することは重要なことですが、条例に違反しない額であることを示すこともまた重要です。運営規定で定める金額に奉仕料が含まれていること、条例で定める上限額を超過するものではないことが分かるように運営規定を改正することが望ましいです。	運営規定で定める利用料の中に奉仕料が含まれていることが分かるよう、指定管理者において、令和4年度に運営規定の改正を行った。	対応済
39	R3	58	意見	愛媛県障がい者更生センター 指定管理者の管理運営費用について	保健福祉部	障がい福祉課	年次報告書の収支状況にその他必要な経費として2,000千円の支出がありました。愛媛県社会福祉事業団が指定管理者となっている他の3施設においても同様に2,000千円の支出がありました。この2,000千円については、法人本部で要する経費であり、職員基準、収入基準に基づいて計算しているとの説明でしたが、2,000千円より低く設定できる余地もあると考えられるため、金額の合理性については、今後も引き続き県と指定管理者で協議を行っていくことが望ましいです。	その他必要な経費(事務局経費2,000千円)について、令和4年度の年次報告書から積算根拠資料の提出を求め、金額の合理性を判断することとした。	対応済

番号	監査年度	頁	区分	項目	担当局	担当課・室	意見内容	意見に対する対応状況・方針等	対応区分
40	R3	61	意見	愛媛県視聴覚福祉センター 管理運営の収支状況の予実差異分析について	保健福祉部	障がい福祉課	年次報告書の管理運営の収支状況について、決算額のみを記載する様式となっていました。 県は、指定管理施設の運営状況の適切な把握のために、決算額のみならず、予算額、決算額及び予算額と決算額の差異金額を把握できるよう様式を見直すことが望ましいです。 また、差異の大きい収支項目について定量的な分析とともに報告を求めることのできるよう様式を見直すことが望ましいです。	年次報告書の管理運営の収支状況に係る様式について、令和3年度の年次報告書から、予算額と決算額の差異金額を記載するとともに、差異の大きい収支項目について定量的な分析を記載するよう見直しを行った。	対応済
41	R3	61	意見	愛媛県視聴覚福祉センター 現地確認結果の共有について	保健福祉部	障がい福祉課	県によると、現地確認の際に改善点やアドバイス等を指定管理者に口頭により伝達しているとのことでした。 現地確認の際に行われた指示等のやりとりについては、後日のトラブル回避のために、文書化し指定管理者と共有することが望ましいです。	令和4年度の現地確認から、現地確認の結果を文書で指定管理者に通知するよう見直しを行った。	対応済
42	R3	61	意見	愛媛県視聴覚福祉センター 管理運営状況の把握について	保健福祉部	障がい福祉課	事業報告書における施設の維持管理業務の実施状況に関する報告が、実施したのか否か、いつ実施したものなのか、明確な記載となっていませんでした。この報告をもとに適切な管理を行っているかどうかを判断することになりますので、改善が望ましいです。	事業報告書における施設の維持管理業務の実施状況に係る様式について、令和3年度の実績報告書から、各点検等の実施の有無、実施日を記載するよう改善した。	対応済
43	R3	61	意見	愛媛県視聴覚福祉センター 指定管理者の管理運営費用について	保健福祉部	障がい福祉課	年次報告書の収支状況にその他必要な経費として2,000千円の支出がありました。愛媛県社会福祉事業団が指定管理者となっている他の3施設においても同様に2,000千円の支出がありました。この2,000千円については、法人本部で要する経費であり、職員基準、収入基準に基づいて計算しているとの説明でしたが、2,000千円より低く設定できる余地もあると考えられるため、金額の合理性については、今後も引き続き県と指定管理者で協議を行っていくことが望ましいです。	その他必要な経費(事務局経費2,000千円)について、令和4年度の年次報告書から積算根拠資料の提出を求め、金額の合理性を判断することとした。	対応済

番号	監査年度	頁	区分	項目	担当部局	担当課・室	意見内容	意見に対する対応状況・方針等	対応区分
44	R3	64	意見	愛媛県在宅介護研修センター 経営目標の達成状況の記載について	保健福祉部	長寿介護課	基本協定書で記載を定めている「経営目標の達成状況」について、年次報告書で明確な記載区分を設けた記載がなされていませんでした。 県は、年次報告書において、経営目標の達成状況の項目を設定し、指定管理者に達成又は未達成の原因分析とともに報告を求めることが望ましいです。	経営目標の研修実施(回数・延人数)について、年次報告「2(1)研修事業の実施状況」と「5課題分析と自己評価」で経営目標の達成状況の記載はできていると考えているが、明確な記載区分として「経営目標の達成状況」の項目を令和3年度事業報告より設けた。	対応済
45	R3	64	意見	愛媛県在宅介護研修センター 第三者委託実施の事前承諾について	保健福祉部	長寿介護課	県によると、第三者委託がなされる際は、指定管理者の事業計画書に記載された情報に基づき、第三者委託の可否の審査をしているということでした。 また、県は、事業計画書の承認書面により、第三者委託の承諾の通知をしているとのことでした。 基本協定書において、第三者委託について県の書面による事前承諾を個別に規定している趣旨からすると、第三者委託の妥当性を判断する情報を文書で網羅的に入手し検討の上、個別の書面により再委託の承諾の通知をすることが望ましいです。 また、担当者によって実施する手続や判断基準が相違しないためにも、審査に際して、誰が検査を実施しても同水準の手続が行えるような手順書やチェックリストを利用することが望ましいです。	今年度新たにチェックリストを作成し、第三者委託の妥当性判断のための資料を入手又は現地確認し、第三者委託の妥当性を判断するよう見直した。	対応済
46	R3	64	意見	愛媛県在宅介護研修センター 第三者委託概要の記載について	保健福祉部	長寿介護課	事業計画書において、第三者委託の業務の概要が記載されていますが、第三者委託は重要な事項であることから、県は、記載事項の充実を求めることが望ましいです。 また、年次報告書においても実施された第三者委託の結果の報告を求めることが望ましいです。 例えば、第三者委託業務毎に、委託業務の内容、委託先の名称、契約の方法(指名競争入札か、随意契約か等)、当年度の支出金額(計画・実績)、前年度の支出金額実績などの記載が考えられます。	第三者委託承認申請において、基本協定書第12条に基づき、事前に委託内容(業務内容、金額、委託業者等)を把握し、その内容を承認しているところであるが、令和4年度事業計画においてはその旨の記載事項を求めるとともに、令和4年度事業報告においても実施した結果の記載を求めるよう見直した。	対応済
47	R3	64	意見	愛媛県在宅介護研修センター 管理運営の収支状況の勘定科目について	保健福祉部	長寿介護課	事業計画書と年次報告書で、管理運営の収支状況の勘定科目が異なっていました。県によると、事業計画書は様式を定めているが、年次報告書は様式を定めていないため、指定管理者が独自に使用する勘定科目での報告になっているとのことでした。 県は、収支状況の適切な把握のために、年次報告書の様式を定め、事業計画書に対応する勘定科目での報告を求めることが望ましいです。	令和3年度年次報告書の管理運営の収支状況の様式について、事業計画書に対応する勘定科目となるよう見直した。	対応済

番号	監査年度	頁	区分	項目	担当局	担当課・室	意見内容	意見に対する対応状況・方針等	対応区分
48	R3	65	意見	愛媛県在宅介護研修センター 管理運営の収支状況の報告様式及び予実差異分析について	保健福祉部	長寿介護課	<p>年次報告書の管理運営の収支状況について、決算額のみを記載する様式となっていました。</p> <p>県は、指定管理施設の運営状況の適切な把握のために、決算額のみならず、予算額、決算額及び予算額と決算額の差異金額を把握できるよう様式を見直すことが望ましいです。</p> <p>また、差異の大きい収支項目について定量的な分析とともに報告を求めることのできるよう様式を見直すことが望ましいです。</p>	令和3年度年次報告書の管理運営の収支状況に係る様式について、予算額と決算額の差異金額を記載するとともに、差異の大きい収支項目について定量的な分析を記載するよう見直した。	対応済
49	R3	65	意見	愛媛県在宅介護研修センター 専門部署による施設管理への関与について	保健福祉部	長寿介護課	<p>指定管理施設の維持管理計画は、県の施設所管課と指定管理者の協議により作成されています。具体的には、施設の設備状態をAからCのランク付けにより判定し、今後の修繕計画を検討されています。</p> <p>しかしながら、施設所管課は、施設の設備修繕を含む維持管理に関して、必ずしも専門性が高い訳ではありません。設備状態の判定等の一定の専門性が必要と考えられる業務については、施設の維持管理に知見を有する専門性の高い部署が関与することが望ましいです。</p>	令和4年度から施設計画を作成する際に専門性が必要と考えられる場合は、建築等の専門的知識を有する部署と連携し、適切な施設の維持管理に努めている。	従来どおり
					土木部	建築繕住宅課	<p>営繕室では、庁内各課から依頼を受け、県有施設の新築工事や改修工事等を実施しているほか、各課が作成する企画構想や、計画立案についても技術的な相談に応じる等しており、引き続き庁内の連携を図っていく。</p>		
50	R3	67	意見	愛媛国際貿易センター 第三者委託の例外規定について	経済労働部	産業政策課	<p>基本協定書では、第三者委託について県による事前の承諾を求めるとともに、あらかじめ事業計画書に記載した場合にはこの限りではない旨規定されています。しかし、事業計画書に如何なる水準でどのような情報の記載を求めるかについて、協定書では明記されていません。従って、第三者委託に関し、事業計画書に簡潔な記載さえあれば、なんらの県の事前の承諾を求めずとも良い、との解釈も可能です。</p> <p>例外規定により、第三者委託についての県による事前のモニタリングが形骸化してしまい、県にとって不適切な第三者委託契約がなされる可能性があります。基本協定書の条文の見直しを検討することが望ましいです。</p>	<p>来年度(令和5年度)に指定管理の更新に係る見直し等を行うため、指定管理者に対して過度な対応を求めるものにならず、不適切な第三者委託を防ぐことができるよう、基本協定書の条文の見直しを行う。</p> <p>見直し内容については、事業計画書に記載のある第三者委託を含め、第三者委託を行う際には、詳細(業務内容及び契約方法、契約額、選定理由等)及び契約書(案)を県へ提出し、事前に承認を受ける必要がある旨を、令和5年度に作成する基本協定(令和6～10年度)に追加する予定。</p>	対応済

番号	監査年度	頁	区分	項目	担当部局	担当課・室	意見内容	意見に対する対応状況・方針等	対応区分
51	R3	67	意見	愛媛国際貿易センター 第三者委託概要の記載について	経済労働部	産業政策課	事業計画書において、第三者委託の業務の概要が記載されていますが、第三者委託は重要な事項であることから、県は、記載事項の充実を求めることが望ましいです。 また、年次報告書においても実施された第三者委託の結果の報告を求めることが望ましいです。 例えば、第三者委託業務毎に、委託業務の内容、委託先の名称、契約の方法(指名競争入札か、随意契約か等)、当年度の支出金額(計画・実績)、前年度の支出金額実績などの記載が考えられます。	令和4年度より、事業計画書への実施予定の第三者委託の記載を求めるほか、第三者委託の詳細(業務内容及び契約方法、契約額、選定理由等)の記載及び契約書の提出による承諾申請を提出させ、別途承諾通知を発出することとした。 年次報告書については、令和4年度の年次報告書から、付属資料として再委託の実績が分かる資料の添付を求めている。	対応済
52	R3	68	意見	愛媛国際貿易センター 年次報告書の記載様式について	経済労働部	産業政策課	年次報告書の記載項目は、基本協定書に従って網羅的なものとなっていました。しかしながら、年次報告書と事業計画書を対比したところ、計画のとおり業務が実施されたのか否かについて明瞭でない部分がありました。 仕様書に基づく業務範囲及び業務水準が事業計画書で計画され、計画された業務が実際に実施されているか否かを事後的に検証しやすくするため、年次報告書の記載様式を見直すことが望ましいです。 例えば、年次報告書に事業計画書の記載を再掲したうえで、実施結果を記載することが考えられます。また、仕様書と事業計画書、事業計画書と年次報告書の3種の書類について、項目レベルで整合した構成とすることなども考えられます。	令和4年度の年次報告書から、当初事業計画との対比ができ、仕様書に基づく業務範囲や水準が実際に実施できたかの確認がとれる様式での報告を求めることとしている。	対応済
53	R3	68	意見	愛媛国際貿易センター 現地確認結果の共有について	経済労働部	産業政策課	県によると、現地確認の際に改善点やアドバイス等を指定管理者に口頭により伝達しているとのことでした。 現地確認の際に行われた指示等のやりとりについては、後日のトラブル回避のために、文書化し指定管理者と共有することが望ましいです。 また、施設所管課でのノウハウ蓄積のためにも、当該文書については、復命書の添付資料として上席者の承認を受け、保管することが望ましいです。	令和4年度より、課内におけるノウハウ蓄積や後日のトラブル回避のために、現地確認により改善点やアドバイスをを行った際には、訪問記録を作成し、当課及び指定管理者で共有している。また併せて、指定管理者には、現地確認を行い改善した箇所等については月次報告にて報告を求めている。	対応済

番号	監査年度	頁	区分	項目	担当部局	担当課・室	意見内容	意見に対する対応状況・方針等	対応区分
54	R3	68	意見	愛媛国際貿易センター 備品実査結果の報告について	経済労働部	産業政策課	<p>県によると、指定管理者が実施する備品実査に関して、特段、指定管理者からの報告資料を受領していないとのことでした。</p> <p>指定管理者の備品実査に関して、指定管理者が備品管理簿と現物との照合をどのような頻度、方法、時期に実施し、その結果がどうであったか、差異がある場合はその対応や備品の損傷の有無等について、指定管理者から定型の文書で報告を受けることが望ましいです。</p> <p>また、県は、指定管理者の備品実査に立会い、指定管理者の備品実査が適切に実施されているかを観察し、県職員によるテストカウント(指定管理者の実査結果について、サンプルを選定して備品管理簿と現物との照合を実施すること)を実施することが望ましいです。</p> <p>立会いが困難な場合は、後日の現地確認の際にテストカウントを実施することが望ましいです。</p>	<p>令和4年度から、毎年度末に行っている指定管理者による備品の実査結果について、実施月の月次報告書での結果報告を求めることとしている。</p> <p>また、指定管理者による実査後には、提出された実査結果に基づき、県職員によるテストカウントを行うこととしている。</p>	対応済
55	R3	68	意見	愛媛国際貿易センター 定期モニタリング、現地確認のしるし書等について	経済労働部	産業政策課	<p>仕様書に定められている県の定期モニタリング、現地確認について、誰が実施しても同水準のしるしが行えるような文書(チェックリストや手順書)を作成することが望ましいです。</p>	<p>同水準でのしるしができるように、県による定期モニタリングや現地確認に係るマニュアル(チェックリスト等)を令和4年4月に作成した。</p>	対応済
56	R3	72	意見	テクノプラザ愛媛 経営目標の達成状況の記載について	経済労働部	産業創出課	<p>基本協定書で記載を定めている「経営目標の達成状況」について、年次報告書で明確な記載区分を設けた記載がなされていませんでした。</p> <p>県は、年次報告書において、経営目標の達成状況の項目を設定し、指定管理者に達成又は未達成の原因分析とともに報告を求めることが望ましいです。</p>	<p>令和4年度、県と指定管理者である(公財)えひめ産業振興財団で協議のうえ、「令和4年度テクノプラザ愛媛の管理運営に関する事業計画書」において、施設利用件数及びインキュベート・ルーム等入居率の数値目標を設定したところであり、令和4年度の年次報告書から達成状況及びその原因分析の報告を求めることとしている。</p>	対応済

番号	監査年度	頁	区分	項目	担当部局	担当課・室	意見内容	意見に対する対応状況・方針等	対応区分
57	R3	72	意見	テクノプラザ愛媛 経営目標の設定内容について	経済労働部	産業創出課	<p>経営目標として、「人件費」、「入札執行に関する経費」、「委託業務経費」、「管理運営経費」、「光熱水費」の縮減を目標事項としていました。指定管理施設の経費支出事項の多くが目標事項となっており、総花的な印象でした。指定管理者制度の導入から一定の年数が経過しているところ、継続的な経費支出の縮減は現実的に困難な面も考えられます。</p> <p>県は、指定管理施設の運営状況の正確な把握と分析に基づき、経費支出の縮減事項は削減余地のある事項に絞り込むことや、収入拡大に重点を置いた経営目標の設定について、指定管理者と協議することが望ましいです。</p>	<p>令和4年度、県と指定管理者である(公財)えひめ産業振興財団で協議のうえ、「令和4年度テクノプラザ愛媛の管理運営に関する事業計画書」において、収入拡大に向けた施設利用件数及びインキュベート・ルーム等入居率の数値目標を設定した。</p> <p>なお、経費支出の縮減については、意見のとおり縮減が困難な事項が多いことから、経営目標として設定していない。</p>	対応済
58	R3	72	意見	テクノプラザ愛媛 第三者委託実施の事前承諾について	経済労働部	産業創出課	<p>県によると、第三者委託がなされる際は、指定管理者の事業計画書に記載された情報に基づき、必要に応じて電話聴取の上で、第三者委託の可否の審査をしているということでした。</p> <p>また、県は、事業計画書の承認書面により、第三者委託の承諾の通知をしているとのことでした。</p> <p>基本協定書において、第三者委託について県の書面による事前承諾を個別に規定している趣旨からすると、第三者委託の妥当性を判断する情報を文書で網羅的に入手し検討の上、個別の書面により再委託の承諾の通知をすることが望ましいです。</p> <p>また、担当者によって実施する手続や判断基準が相違しないためにも、審査に際して、誰が検査を実施しても同水準の手続が行えるような手順書やチェックリストを利用することが望ましいです。</p>	<p>令和4年度分から、事業計画書とは別に再委託に係る承諾申請書の提出と承認の手続きを行った。</p> <p>また、令和4年度の審査実施を踏まえて、判断基準に係るマニュアル(チェックリスト)を作成することとしている。</p>	対応済
59	R3	73	意見	テクノプラザ愛媛 第三者委託概要の記載について	経済労働部	産業創出課	<p>事業計画書において、第三者委託の業務の概要が記載されていますが、第三者委託は重要な事項であることから、県は、記載事項の充実を求めることが望ましいです。</p> <p>また、年次報告書においても実施された第三者委託の結果の報告を求めることが望ましいです。</p> <p>例えば、第三者委託業務毎に、委託業務の内容、委託先の名称、契約の方法(指名競争入札か、随意契約か等)、当年度の支出金額(計画・実績)、前年度の支出金額実績などの記載が考えられます。</p>	<p>令和4年度分から、第三者委託業務毎に、委託業務の内容、委託先の名称、委託金額、契約方法、業務種別、再委託の理由、選定理由を記載した資料に基づく審査のうえ、再委託の承認手続きを行った。</p> <p>また令和4年度の年次報告書から、上記項目による第三者委託の結果の報告を求めることとしている。</p>	対応済

番号	監査年度	頁	区分	項目	担当部局	担当課・室	意見内容	意見に対する対応状況・方針等	対応区分
60	R3	73	意見	テクノプラザ愛媛 管理運営の収支状況の予実差異分析について	経済労働部	産業創出課	管理運営の収支状況について、指定管理者は予算額、決算額及び予算額と決算額の差異金額を記載していますが、差異理由については記載されていませんでした。 県は、指定管理施設の運営状況の適切な把握のために、差異の大きい収支項目について定量的な分析とともに報告を求めることが望ましいです。	令和4年度の年次報告書から、予算額と決算額の差異の大きい収支項目について、変更となった理由の報告を求めていることとしている。	対応済
61	R3	73	意見	テクノプラザ愛媛 管理運営の収支状況の検証について	経済労働部	産業創出課	県によると、管理運営の収支状況について、年次報告書本文の内容と整合しているかを確認の上で、必要に応じて電話等で指定管理者に内容を聴取して検証しているとのことでした。 管理運営の収支状況について、年次報告書本文との整合を確認することに加え、収入金額、支出金額の基礎資料の提出を求め、その金額発生の実態、計上額の正確性、網羅性について個別に検証することが望ましいです。 例えば、各科目の金額と総勘定元帳又は収支明細の記録の整合性の検証、領収書等の原始証憑書類との照合などが考えられます。	令和4年7月に県と指定管理者での協議及び現地確認を行い、基礎資料の確認や個別検証の方法について、協議を行った。 今後、令和4年度の年次報告書から、収支状況の個別検証を行うこととしている。	対応済
62	R3	73	意見	テクノプラザ愛媛 現地確認結果の共有について	経済労働部	産業創出課	県によると、現地確認の際に改善点やアドバイス等を指定管理者に口頭により伝達しているとのことでした。 現地確認の際に行われた指示等のやりとりについては、後日のトラブル回避のために、文書化し指定管理者と共有することが望ましいです。 また、施設所管課でのノウハウ蓄積のためにも、当該文書については、復命書の添付資料として上席者の承認を受け、保管することが望ましいです。	令和4年7月に実施した県と指定管理者での協議及び現地確認の結果について、協議録を作成し、上席者の承認を受け保管するとともに、指定管理者と共有している。	対応済

番号	監査年度	頁	区分	項目	担当部局	担当課・室	意見内容	意見に対する対応状況・方針等	対応区分
63	R3	74	意見	テクノプラザ愛媛 備品実査結果の報告について	経済労働部	産業創出課	<p>県によると、指定管理者が実施する備品実査に関して、特段、指定管理者からの報告資料を受領していないとのことでした。</p> <p>指定管理者の備品実査に関して、指定管理者が備品管理簿と現物との照合をどのような頻度、方法、時期に実施し、その結果がどうであったか、差異がある場合はその対応や備品の損傷の有無等について、指定管理者から定型の文書で報告を受けることが望ましいです。</p> <p>また、県は、指定管理者の備品実査に立会い、指定管理者の備品実査が適切に実施されているかを観察し、県職員によるテストカウント(指定管理者の実査結果について、サンプルを選定して備品管理簿と現物との照合を行うこと)を実施することが望ましいです。</p> <p>立会いが困難な場合は、後日の現地確認の際にテストカウントを実施することが望ましいです。</p>	指定管理者が所有する備品の管理簿を受領し、令和4年7月に県と指定管理者での協議及び現地確認を行った。	対応済
64	R3	74	意見	テクノプラザ愛媛 定期モニタリング、現地確認の書類等について	経済労働部	産業創出課	<p>仕様書に定められている県の定期モニタリング、現地確認について、誰が実施しても同水準の書類が行えるような文書(チェックリストや手順書)を作成することが望ましいです。</p>	令和4年度の定期モニタリング、現地確認の実施状況を踏まえて、手順書・チェックリストの整備を行った。	対応済
65	R3	76	意見	えひめ森林公園 経営目標の達成状況の記載について	農林水産部	森林整備課	<p>基本協定書で記載を定めている「経営目標の達成状況」について、年次報告書で明確な記載区分を設けた記載がなされていませんでした。</p> <p>県は、年次報告書において、経営目標の達成状況の項目を設定し、指定管理者に達成又は未達成の原因分析とともに報告を求めることが望ましいです。</p>	経営目標の達成状況については、年次報告書中の利用者数の報告や課題分析と自己評価などから把握しているが、令和4年度分からは、新たに記載区分を設けて報告を求めることとした。	対応済
66	R3	76	意見	えひめ森林公園 第三者委託概要の記載について	農林水産部	森林整備課	<p>第三者委託の業務の概要について、事業計画書及び年次報告書では特段の記載がなされていませんでした。</p> <p>第三者委託は重要な事項であることから、県は、第三者委託業務の概要についての記載を求めることが望ましいです。</p> <p>例えば、第三者委託業務毎に、委託業務の内容、委託先の名称、契約の方法(指名競争入札か、随意契約か等)、当年度の支出金額(計画・実績)、前年度の支出金額実績などの記載が考えられます。</p>	第三者への業務委託については、基本協定書第12条に基づく「外部委託承認願」により、事前に委託内容を把握するとともに、令和4年度年次報告書及び令和5年度事業計画書へも、第三者業務委託の概要について記載することとした。	対応済

番号	監査年度	頁	区分	項目	担当部局	担当課・室	意見内容	意見に対する対応状況・方針等	対応区分
67	R3	76	意見	えひめ森林公園 管理運営の収支状況の予実差異分析について	農林水産部	森林整備課	管理運営の収支状況について、指定管理者は予算額、決算額及び予算額と決算額の差異金額を記載していますが、差異理由については記載されていませんでした。 県は、指定管理施設の運営状況の適切な把握のために、差異の大きい収支項目について定量的な分析とともに報告を求めることが望ましいです。	管理運営の収支状況について、予算額と決算額が大きく乖離している収支項目については、令和4年度分からは、差異理由についても記載させることとした。	対応済
68	R3	77	意見	えひめ森林公園 備品実査結果の報告について	農林水産部	森林整備課	県によると、指定管理者が実施する備品実査に関して、特段、指定管理者からの報告資料を受領していないとのことでした。 指定管理者の備品実査に関して、指定管理者が備品管理簿と現物との照合をどのような頻度、方法、時期に実施し、その結果がどうであったか、差異がある場合はその対応や備品の損傷の有無等について、指定管理者から定型の文書で報告を受けることが望ましいです。	令和4年度からは、備品の取得や廃棄等により管理簿に変更が生じる場合は、その都度、文書により報告を求めることとした。	対応済
69	R3	79	意見	松山観光港ターミナル 経営目標の達成状況の記載について	土木部	港湾海岸課	基本協定書で記載を定めている「経営目標の達成状況」について、年次報告書で明確な記載区分を設けた記載がなされていませんでした。 県は、年次報告書において、経営目標の達成状況の項目を設定し、指定管理者に達成又は未達成の原因分析とともに報告を求めることが望ましいです。	令和4年度年次報告書より、「経営目標の達成状況」に係る達成状況と原因分析を明記することとした。	対応済
70	R3	79	意見	松山観光港ターミナル 第三者委託実施の事前承諾について	土木部	港湾海岸課	県によると、第三者委託がなされる際は、指定管理者の事業計画書に記載された情報に基づき、第三者委託の可否の審査をしているとのことでした。 また、県は、事業計画書の承認書面により、第三者委託の承諾の通知をしているとのことでした。 基本協定書において、第三者委託について県の書面による事前承諾を個別に規定している趣旨からすると、第三者委託の妥当性を判断する情報を文書で網羅的に入手し検討の上、個別の書面により再委託の承諾の通知をすることが望ましいです。 また、担当者によって実施する手続や判断基準が相違しないためにも、審査に際して、誰が検査を実施しても同水準の手続が行えるような手順書やチェックリストを利用することが望ましいです。	令和5年度から指定管理者が行う第三者委託契約について、指定管理者が事前に第三者委託に係る情報を付した外部委託承認願を、文書により県へ提出し、県が第三者委託内容を審査の上、文書をもって承諾する運用とする。 併せて、審査担当者に関わらず、同水準の手続きが行えるようにするために、県が第三者委託を審査する基準を明確化する。	対応済

番号	監査年度	頁	区分	項目	担当部局	担当課・室	意見内容	意見に対する対応状況・方針等	対応区分
71	R3	79	意見	松山観光港ターミナル 第三者委託概要の記載について	土木部	港湾海岸課	事業計画書及び年次報告書において、第三者委託の業務の概要が記載されていますが、第三者委託は重要な事項であることから、県は、記載事項の充実を求めることが望ましいです。 例えば、第三者委託業務毎に、委託業務の内容、委託先の名称、契約の方法(指名競争入札か、随意契約か等)、当年度の支出金額(計画・実績)、前年度の支出金額実績などの記載が考えられます。	令和5年度事業計画書及び令和4年度年次報告書より、第三者業務委託毎に、業務内容や委託業者、契約方法等の詳細を記載することとした。	対応済
72	R3	79	意見	松山観光港ターミナル 備品実査結果の報告について	土木部	港湾海岸課	県によると、指定管理者が実施する備品実査に関して、特段、指定管理者からの報告資料を受領していないとのことでした。 指定管理者の備品実査に関して、指定管理者が備品管理簿と現物との照合をどのような頻度、方法、時期に実施し、その結果がどうであったか、差異がある場合はその対応や備品の損傷の有無等について、指定管理者から定型の文書で報告を受けることが望ましいです。 また、県は、指定管理者の備品実査に立会い、指定管理者の備品実査が適切に実施されているかを観察し、県職員によるテストカウント(指定管理者の実査結果について、サンプルを選定して備品管理簿と現物との照合を実施すること)を実施することが望ましいです。 立会いが困難な場合は、後日の現地確認の際にテストカウントを実施することが望ましいです。	令和4年度から、備品管理に係る報告資料について、定型の文章化を図っており、県職員による現地でのテストカウントについても、実施結果を書面で記録している。	対応済
73	R3	80	意見	松山観光港ターミナル 定期モニタリング、現地確認の書類等について	土木部	港湾海岸課	仕様書に定められている県の定期モニタリング、現地確認について、誰が実施しても同水準の手続が行えるような文書(チェックリストや手順書)を作成することが望ましいです。	令和4年度から、県職員が実施している実地検査において、チェックリストに沿って検査を行い、チェックリストは復命書と合わせて保管している。	対応済

番号	監査年度	頁	区分	項目	担当部局	担当課・室	意見内容	意見に対する対応状況・方針等	対応区分
74	R3	80	意見	松山観光 港ターミナル	アンケートの フィードバックについて	土木部 港湾 海岸課	<p>県によると、指定管理者が実施した指定管理施設利用者へのアンケートについて、指定管理者は意見に対して可能な限り対応することに努め、施設内の掲示や施設ホームページへの掲載等による対応方針のフィードバックは行っていないとのことでした。</p> <p>アンケートに回答した利用者の期待や指定管理者の指定管理者業務の緊張感の持続に鑑みても、県民に対してアンケートの適切なフィードバックがなされることが望ましいです。</p> <p>そのため、県は、今後、どのようにアンケート等のフィードバックを実施するかについて、指定管理者と協議することが望ましいです。</p>	令和4年度から、指定管理者において、利用者のアンケートについて、施設内の掲示板にフィードバックした内容を掲示することとした。	対応 済
75	R3	82	意見	南予レク リエーション都 市公園	管理運営の収 支状況の報告 様式及び予実 差異分析につ いて	土木部 都市 整備課	<p>年次報告書の管理運営の収支状況について、決算額のみを記載する様式となっていました。</p> <p>県は、指定管理施設の運営状況の適切な把握のために、決算額のみならず、予算額、決算額及び予算額と決算額の差異金額を把握できるよう様式を見直すことが望ましいです。</p> <p>また、差異の大きい収支項目について定量的な分析とともに報告を求めることでできるよう様式を見直すことが望ましいです。</p> <p>加えて、消費税の税込・税抜処理を1枚で表現できる独自の計算書となっていました。一般的でなく却って理解しづらいものとなっていました。税抜表記が一般的であろうかと思えます。県で税込の決算を把握する必要があるようでしたら、別途税込の計算書を作成する方が望ましいです。</p>	令和4年度事業報告分から、予算額と決算額の差異が大きいものについては、個別で報告を求めることとした。 また、計算書の内容については指定管理委託料に対して実施された事業内容を把握する上で支障がないことから、現行の計算書による報告を受けることとした。	対応 済
76	R3	83	意見	南予レク リエーション都 市公園	クレーム、苦 情等の取扱い について	土木部 都市 整備課	<p>指定管理者からの年次報告書に記載のあるクレーム、苦情のうち月次報告書では記載されていないものがありました。クレーム、苦情は施設運営にとって、適切な運営をしていくために必要かつ重要な情報ですので、適時の報告を求めることが重要で、月次報告にも記載する必要があると思えます。</p> <p>指定管理者側での月次報告書作成者への、作成時点での連絡漏れが原因かもしれませんが、指定管理者との間で、クレーム、苦情等を重視するとの共通認識を形成し、報告の遅れのないようにしておくことが望ましいです。</p>	令和4年度事業報告分から、クレーム・苦情の取扱いについて、指定管理者内部での情報共有を適切に行うとともに、業務の改善につなげるため、月次報告に苦情処理簿の内容をもれなく反映させるよう依頼した。	対応 済

番号	監査年度	頁	区分	項目	担当部局	担当課・室	意見内容	意見に対する対応状況・方針等	対応区分
77	R3	85	意見	道後公園 数値目標としての経営目標の設定について	土木部	都市整備課	事業計画書に記載されている経営目標が、いずれも定性的な記述となっていました。数値目標の設定が困難な施設であり、仕様書、協定書にも数値目標を経営目標として設定することを求めているとのことでしたが、経営目標が定性的なものだけだと、経営目標の達成度合いの客観的な評価が困難となります。どのような定量データが数値目標として適切か、県と指定管理者で設定に向けて協議することが望ましいです。	令和4年度事業計画より数値目標を設定することとした。	対応済
78	R3	85	意見	道後公園 第三者委託概要の記載について	土木部	都市整備課	事業計画書及び年次報告書において、第三者委託の業務の概要が記載されていますが、第三者委託は重要な事項であることから、県は、記載事項の充実を求めることが望ましいです。 例えば、第三者委託業務毎に、委託業務の内容、委託先の名称、契約の方法(指名競争入札か、随意契約か等)、当年度の支出金額(計画・実績)、前年度の支出金額実績などの記載が考えられます。	委託概要について事業計画書及び年次報告書に詳細に記載するよう、指定管理者に指導し、令和4年度事業報告分から対応することとした。	対応済
79	R3	88	意見	愛媛県総合運動公園 経営目標の月次状況の把握について	土木部	都市整備課	指定管理者からの月次報告書は、利用者数・利用料の数値のみになっており、その資料を加工した上で県が前年比較、利用者数の増減分析を行う形式となっていました。指定管理者による適切な管理が行われているかどうかの判断のために、月次報告書の提出を求めているのですから、指定管理者の管理運営状況を把握できるように月次報告の内容を変更するのが合理的だと思います。	指定管理者の管理運営状況について、月次報告にて詳細な分析を行うことができるよう、令和4年度事業報告分から、指定管理者からの報告用様式を追加した。	対応済
80	R3	88	意見	愛媛県総合運動公園 管理運営の収支状況の予実差異分析について	土木部	都市整備課	管理運営の収支状況について、指定管理者は予算額、決算額及び予算額と決算額の差異金額を記載していますが、差異理由については記載されていませんでした。 県は、指定管理施設の運営状況の適切な把握のために、差異の大きい収支項目について定量的な分析とともに報告を求めることが望ましいです。	令和4年度事業報告分から、予算額と決算額の差異の大きいものについては、分析結果の報告を別途求めることとした。	対応済

番号	監査年度	頁	区分	項目	担当部局	担当課・室	意見内容	意見に対する対応状況・方針等	対応区分
81	R3	88	意見	愛媛県総合運動公園 年次報告書の記載様式について	土木部	都市整備課	<p>年次報告書の記載項目は、基本協定書に従って網羅的なものとなっていました。しかしながら、年次報告書と事業計画書を対比したところ、計画のとおり業務が実施されたのか否かについて明瞭でない部分がありました。</p> <p>仕様書に基づく業務範囲及び業務水準が事業計画書で計画され、計画された業務が実際に実施されているか否かを事後的に検証しやすくするため、年次報告書の記載様式を見直すことが望ましいです。</p> <p>例えば、年次報告書に事業計画書の記載を再掲したうえで、実施結果を記載することが考えられます。また、仕様書と事業計画書、事業計画書と年次報告書の3種の書類について、項目レベルで整合した構成とすることなども考えられます。</p>	指定管理者と協議の上、令和4年度分より事業計画書と事業報告書に記載する内容を項目レベルで同一の並びとするよう変更し、一見して計画に対する実績を確認できるよう変更した。	対応済
82	R3	91	意見	とべ動物園 利用料金の取扱いについて	土木部	都市整備課	<p>施設管理者が実施しているバスと入園券のセット割引等の利用料割引について、事業計画書への記載とその承認をもって、割引の承認としていました。利用料の取扱いは、公の施設の公平な利用に係る重要なものです。文書による承認をすることで、承認したことを明確にしておくことが望ましいです。</p>	令和4年度以降の計画承認書に、利用料金の扱いを明記した文言を追加した。	対応済
83	R3	91	意見	とべ動物園 アンケートの実施について	土木部	都市整備課	<p>アンケートの実施に施設所管課が関与していません。また、アンケート結果の施設に関する不満が、指定管理者運用状況検討シートの記載に正確に反映されていませんでした。</p> <p>アンケートは利用者の声を把握できる貴重な情報源です。アンケートの作る段階から関与する等、利用者の本音を引き出す工夫をおこない、施設所管課として適切な対応を行えるように取り扱うようするのが望ましいです。</p>	令和4年度以降のアンケート調査については、アンケート項目等を指定管理者と当課で協議して作成することとした。	対応済
84	R3	91	意見	とべ動物園 管理運営の収支状況の予実差異分析について	土木部	都市整備課	<p>管理運営の収支状況について、指定管理者は予算額、決算額及び予算額と決算額の差異金額を記載していますが、差異理由については記載されていませんでした。</p> <p>県は、指定管理施設の運営状況の適切な把握のために、差異の大きい収支項目について定量的な分析とともに報告を求めることが望ましいです。</p>	令和4年度事業報告分から、予算額と決算額の差異の大きいものについては、分析結果の報告を別途求めることとした。	対応済

番号	監査年度	頁	区分	項目	担当部局	担当課・室	意見内容	意見に対する対応状況・方針等	対応区分
85	R3	94	意見	愛媛県生涯学習センター及びえひめ青少年ふれあいセンター 事業計画書における収支計画の施設別の記載の必要性について	観光スポーツ文化部	まなび推進課	<p>両施設は過去の「公の施設のあり方の見直し」の検討過程の結果から、一体運営が合理的との結論を受けて現在に至る経緯となっています。指定管理者選定も、そのため同じ事業者が両施設の管理を請負う形態に至っています。</p> <p>しかしながら、運営はそうであっても、収支を含む事業計画策定と実績集計及び事業の評価は別個に行うべきものです。</p> <p>年次報告書での実績数値は、一定の按分基準により両施設の収入を按分、支出側は区分がなされた上で、指定管理者は収支を策定している旨の回答を施設所管課より得ています。</p> <p>そうであれば、なおさら計画も両施設を区分して策定すべきものと考えます。管理運営を一体で行うことと、収支計画及び実績集計の方法を必ずしも一致させる必要はなく、金額による測定については別途検討することが望ましいです。</p>	令和4年度より指定管理者が作成する収支計画書及び年次報告書について、生涯学習センターと青少年ふれあいセンターの経費を個別に記載するよう仕様の変更を行うことで、一体運営の評価だけではなく、個別の事業評価も実施できるよう対応した。	対応済
86	R3	95	意見	愛媛県生涯学習センター 物品管理に関する手続きの見直しについて	観光スポーツ文化部	まなび推進課	<p>入手した物品管理簿を閲覧したところ、手書きによる「行き先不明」の記述が散見されました。この点について状況を確認すると、指定管理者において、令和2年度の物品の点検を行った結果判明した内容であるとのことでした。物品管理のため、現物照合が適切になされている心証を得た一方、その結果や対応については、速やかに施設所管課へ報告し対処することが適当です。</p> <p>施設所管課においても、現状では一定時期に現地確認を行っているとのことですが、指定管理者が行う時期とずらしたの現地確認なども有用と思われるので、現地確認の実施時期や手法について、あらためて確認し、検討することが望ましいです。</p>	施設の物品管理について、変更が生じた際は速やかに所管課へ報告するよう指導するとともに、令和4年度から指定管理者の現地モニタリングの際に、物品管理簿と合わせて現地確認を実施することとした。	対応済
87	R3	97	意見	愛媛県総合科学博物館 管理運営の収支状況の検証について	観光スポーツ文化部	まなび推進課	<p>令和2年度の年次報告書の収支において、その他必要な経費欄の金額が変更後収支計画に比して増加していたため、その内容を確認したところ、「その他経費」の内訳がなく、実際にいずれの支出が大きく増減に影響したのかが不明であり、適正な予実差分析ができていないのか疑問が残ります。</p> <p>収支の記載において、「その他」が多額になる場合、内訳を細分化して、計画との比較形式による管理が望ましいです。</p>	令和4年度より指定管理者が作成する収支計画書及び年次報告書について、「その他経費」の内訳を記載するよう仕様の変更を行い、計画と報告の比較形式による管理ができるよう対応した。	対応済

番号	監査年度	頁	区分	項目	担当部局	担当課・室	意見内容	意見に対する対応状況・方針等	対応区分
88	R3	100	意見	愛媛県歴史文化博物館 管理運営の収支状況の検証について	観光スポーツ文化部	まなび推進課	令和2年度の年次報告書の収支において、その他必要な経費欄の金額が変更後収支計画に比して増加していたため、その内容を確認したところ、「その他経費」の内訳がなく、実際にいずれの支出が大きく増減に影響したのかが不明であり、適正な予実差分析ができているのか疑問が残ります。 収支の記載において、「その他」が多額になる場合、内訳を細分化して、計画との比較形式による管理が望ましいです。	令和4年度より指定管理者が作成する収支計画書及び年次報告書について、「その他経費」の内訳を記載するよう仕様の変更を行い、計画と報告の比較形式による管理ができるよう対応した。	対応済
89	R3	102	意見	県営住宅(中予地方局管内) 数値目標としての経営目標の設定について	土木部	建築住宅課	事業計画書に記載されている経営目標が、いずれも定性的な記述となっていました。仕様書、協定書にも数値目標を経営目標として設定されていませんでしたが、経営目標が定性的なものだけだと、経営目標の達成度合いの客観的な評価が困難となります、どのような定量データが数値目標として適切か、県と指定管理者で協議し、設定に向けて協議することが望ましいです。	令和3年度に締結した基本協定書(R4-8)において、「毎年度の事業計画において数値目標を定める」旨を規定するとともに、「毎年度の事業報告において数値目標の達成状況を報告する」旨を規定した。 令和4年度の事業計画においては、家賃収納率や申請受付からの平均処理日数、入居目標件数など、数値目標を設定した。	対応済
90	R3	102	意見	県営住宅(中予地方局管内) 第三者委託概要の記載について	土木部	建築住宅課	事業計画書及び年次報告書において、第三者委託の業務の概要が記載されていますが、第三者委託は重要な事項であることから、県は、記載事項の充実を求めることが望ましいです。 例えば、第三者委託業務毎に、委託業務の内容、委託先の名称、契約の方法(指名競争入札か、随意契約か等)、当年度の支出金額(計画・実績)、前年度の支出金額実績などの記載が考えられます。	令和3年度に締結した基本協定書(R4-8)において、「毎年度の事業報告において第三者委託の実施状況を報告する」旨を規定した。 今後、令和4年度の事業報告において、詳細な報告を求めることとする。	対応済
91	R3	102	意見	県営住宅(中予地方局管内) 管理運営の収支状況の予実差異分析について	土木部	建築住宅課	管理運営の収支状況について、指定管理者は予算額、決算額及び予算額と決算額の差異金額を記載していますが、差異理由については記載されていませんでした。 県は、指定管理施設の運営状況の適切な把握のために、差異の大きい収支項目について定量的な分析とともに報告を求めることが望ましいです。	令和4年度年次報告書以降、予算額と決算額の差異が一定額以上のものについては、その理由等を記載するよう求めることとする。	対応済

番号	監査年度	頁	区分	項目	担当部局	担当課・室	意見内容	意見に対する対応状況・方針等	対応区分
92	R3	103	意見	指定管理施設全般 指定管理者の本部等所在地の問題について	総務部	行 革 分 権 課	<p>指定管理者の一部に、本部等所在地を指定管理者となっている公の施設の所在地としている団体があります。</p> <p>公の施設の管理に付随する本部業務を当該施設の用途又は目的に基づく使用に含めるか否かの判断については、各施設の所管課が公の施設の設置条例に規定された施設の設置目的に照らして個別に行っており、目的外使用部分があると施設所管課が判断した施設については、行政財産の使用料を徴収しています。</p> <p>しかし、当該指定管理者には本部業務のみを担当する役員等は居ないため目的外使用はないと判断している施設がある等、施設所管課により目的外使用及び目的外使用部分の判断には差があります。また、行政財産の使用料は、固定資産税相当額となる計算方法で決められることとなっており、極めて安い額であり、民間の賃貸物件や自社物件で本部等を用意することで必要となる費用と相当額の差があると思います。</p> <p>この差額相当の便益を指定管理者が受けている状況は違和感があります。少なくとも、指定管理者公募に応募を検討する事業者間での公平が担保されるよう、新規応募を検討する事業者がそのような便益を得られることを理解し、収支の適切な見通しが立てられるよう、本部等を指定管理施設とすることが可能であること及びその際の使用料負担額を仕様書等に記載することが望ましいと思います。</p>	令和5年度の指定管理者更新に伴う一斉公募時に、指定管理者が施設の一部を、同団体の本部等として使用することの可否及び、使用可能な場合の使用料を募集要項で示すことについて、検討を進めている。	検討中

番号	監査年度	頁	区分	項目		担当部局	担当課・室	意見内容	意見に対する対応状況・方針等	対応区分
93	R3	103	意見	指定管理施設全般	情報開示の拡充について	総務部	行革分権課	<p>「経費の縮減」が指定管理者制度の導入された目的の一つとされています。指定管理者制度が導入され年月が経過すると、直営の場合と比較して、経費の縮減が出来ているかどうかを判断することは不可能となります。しかし、公募によって競争原理が働く制度とすることで「経費の縮減」が図られていると言えると思います。</p> <p>適切な運営コスト(指定管理者の利益を含め)以上の費用を使っている指定管理者が行っているとすると、それを縮減し、より良い運営ができると考えた事業者が次の公募に参加してくる、そして、そのような能力を有する事業者が指定管理者に選定される。このような競争原理が働く制度が整備されていることで、指定管理者制度は「経費の縮減」につながる制度だと言えるのだと思います。競争原理が働くためには、現指定管理者が行っている事業内容と経理の状況等の十分な情報開示が必要です。</p> <p>指定管理者運営状況検討シートでの開示内容を拡充すべきであると思います。施設所管課が報告を受ける年次報告書のようなレベルで事業の実施、経理の状況等を開示し、指定管理者公募に応募する団体等が適切な判断が可能となるような情報を開示することが望ましいです。</p>	令和5年度の指定管理者更新に伴う一斉公募時に、指定管理施設の経理の状況等を、収入・支出それぞれ経費ごとに示すことについて、指定管理者運営状況検証シートの内容拡充の検討を進めている。	検討中
94	R3	104	意見	指定管理施設全般	購入物品の管理について	総務部	行革分権課	<p>指定管理者の購入物品について月次報告事項としているものの、年次報告で備品台帳の提出を求めることとしていない施設所管課が多数ありました。</p> <p>指定管理者が購入した備品等は、県の委託費を原資として購入したものであり、処分等の権限は県に留保されるべきであると思います。年次報告で備品台帳の提出を求めるような協定書とするなど、改善することが適切な管理を行うため望ましいです。</p>	令和5年度の指定管理者更新に伴う一斉公募時に、備品に関する年次報告を指定管理者の実施業務に含めるよう明記することについて、検討を進めている。	検討中